

第七十六回帝國議會
衆議院

外國爲替管理法改正法律案委員會會議錄(筆記)第一回

委員會成立

本委員ハ昭和十六年二月八日(土曜日)議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

- 西村金三郎君 稲田 直道君
 - 木村 淺七君 菊池 良一君
 - 中田 儀直君 小笠原三九郎君
 - 笠井 重治君 木村 正義君
 - 清瀨規矩雄君 作田高太郎君
 - 鈴木 英雄君 田中 邦治君
 - 田原 春次君 武田德三郎君
 - 中島彌團次君 中原 謹司君
 - 栗山 博君 森田 福市君
- 同月十日(月曜日)午前十時二十五分委員長理事五選ノ爲委員參集ス
其ノ氏名左ノ如シ

- 西村金三郎君 木村 淺七君
 - 菊池 良一君 小笠原三九郎君
 - 笠井 重治君 作田高太郎君
 - 田原 春次君 中島彌團次君
 - 栗山 博君 森田 福市君
- 〔年長者西村金三郎君投票管理者トナ
ル〕
- 西村投票管理者 委員長ノ互選ヲ行フヘ
キ旨ヲ宣告ス

○栗山委員 投票ヲ用ヒス西村金三郎君ヲ
委員長ニ推薦スヘシトノ意見ヲ提出ス

○西村投票管理者 栗山君ノ意見ニ異議ナ
キヲ認メ自己ハ委員長ニ當選シタル旨ヲ宣
告ス

○西村委員長 就任ノ挨拶ヲ述ヘ引續キ理
事ノ互選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○栗山委員 理事ハ其ノ數ヲ四名トシ委員
長ノ指名ニ一任スヘシトノ意見ヲ提出ス

○西村委員長 栗山君ノ意見ニ異議ナキヲ
認メ稲田直道君、木村淺七君、菊池良一君及
中田儀直君ヲ理事ニ指名ス

○西村委員長 引續キ會議ヲ開クヘキ旨ヲ
述ヘ尙午後二時迄休憩スル旨ヲ宣告ス

會議

昭和十六年二月十日(月曜日)午後二時九分
開議

出席委員左ノ如シ
委員長 西村金三郎君

- 理事菊池 良一君 理事木村 淺七君
- 小笠原三九郎君 笠井 重治君
- 作田高太郎君 田原 春次君

武田德三郎君 中島彌團次君

栗山 博君 森田 福市君

二月八日不動産融資及損失補償法中改正法
律案(政府提出)、臨時資金調整法中改正法
律案(政府提出)、兌換銀行券條例ノ臨時特
例ニ關スル法律案(政府提出)、朝鮮銀行法
及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律案(政
府提出)、朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出)
及產業組合中央金庫特別融通及損失補償法
中改正法律案(政府提出)ノ審査ヲ本委員ニ
付託セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 石黒 忠篤君
出席政府委員左ノ如シ

- 大藏次官 廣瀨 豐作君
- 大藏省理財局長 竹内 新平君
- 大藏省銀行局長 相田 岩夫君
- 大藏省爲替局長 原口 武夫君
- 大藏書記官 山際 正道君
- 農林次官 井野 碩哉君
- 農林省總務局長 周東 英雄君

付託議案

外國爲替管理法改正法律案(政府提出)(第四六號)
不動産融資及損失補償法中改正法律案(政府提出)(第四九號)
臨時資金調整法中改正法律案(政府提出)(第五〇號)
兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出)(第五二號)
朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出)(第五三號)
朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出)(第五四號)
臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)(第五五號)
產業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出)(第六〇號)

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

外國爲替管理法改正法律案(政府提出)
不動産融資及損失補償法中改正法律案(政府提出)
臨時資金調整法中改正法律案(政府提出)
兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出)

朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律案(政府提出)
朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出)
臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)
產業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出)

○西村委員長 是ヨリ會議ヲ閉キマス、本
委員會ニ付託セラレマシタ案件ハ、外國
爲替管理法改正法律案、臨時資金調整法中
改正法律案、朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨
時特例ニ關スル法律案、朝鮮銀行法中改正
法律案、臺灣銀行法中改正法律案、不動産
融資及損失補償法中改正法律案、產業組合
中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律
案、兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法
律案、此ノ案件デアリマス、何レ審議ノ便

宜ノ爲ニ分轄スルコトガアリマセウガ、先
ヅ政府ヨリ説明ヲ聽キテ然ル後ニ御相談申
上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス

○廣瀬政府委員 當委員會ニ付託ニ相成リ
マシタ外國爲替管理法改正法律案ニ付キ提
出ノ理由ヲ説明致シマス、最近ニ於ケル國
際經濟情勢ハ歐洲戰爭ノ進展竝ニ世界政局
ノ推移ニ伴ヒ、極メテ複雜困難トナツテ參
リ、今ヤ世界各國ハ交戰國タルト中立國タ
ルトヲ問ハズ、舉ゲテ國防力ノ充實強化ニ
專念シ、是ガ爲各種ノ對應措置ヲ講ジテ居
ルノデアリマスガ、就中貿易爲替等ニ關シ
テハ徹底シタル方策ヲ實施シテ居ル狀態デ
アリマス、斯カル情勢ニ對處致シマシテ我
ガ國ノ對外經濟力ヲ維持伸張致シマス爲ニ
ハ、本邦側ニ於キマシテモ亦適當ナル準備
ヲ整ヘ置ク必要ガアルノデアリマスガ、現
行法ハ右ノヤウナ國際的非常事態ノ下ニ於
ケル對外經濟關係ヲ規律統制致シマス上ニ
於テ尙ホ不備ノ點ガ多ク、是ガ補強ノ必要
ヲ生ジタノデアリマス、其ノ主ナル改正事
項ヲ要約シテ説明致シマス、第一ハ對外
決濟方法ニ關シ積極的ニ適當ナル統制ヲ加
ヘ得ルコトトシタ點デアリマシテ、是ハ諸
外國トノ爲替協定等ノ圓滑ナル實施ヲ期ス
ル爲、又ハ最近ノ混亂セル國際金融界ニ處
シテ、本邦對外經濟取引ノ圓滑ヲ圖ル爲ニ
ハ、是非共必要ナコトナノデアリマス

第二ハ外貨資産等ニ關シ其ノ保全的措置
若クハ活用方法ヲ講ズル爲、必要ナル統制
ヲ加ヘ得ルコトトシタ點デアリマシテ、是
モ亦國際金融系統ノ混亂、對外債權ノ取立
不能、外國ニ於ケル本邦側財産ノ封鎖等ノ
場合ニ備ヘル爲ニハ同様ニ必要ナコトナノ
デアリマス

第三ハ本邦ノ對外經濟權益ヲ擁護スル爲
ニ、場合ニ依ツテハ外國人關係ノ本邦内ニ
於ケル財産ノ取得又ハ處分等ニ關シ必要ナ
ル取締ヲ爲シ得ルコトトシタ點デアリマス
第四ハ爲替銀行ヲ通ジテ爲ス取引ニ對ス
ル統制ガ整備強化セララルニ伴ヒマシテ、
漸増ノ傾向ニアル銀行ヲ通ジナイデナサレ
ル對外決濟ニ關スル取締ヲ強化シタ點デア
リマス

第五ハ爲替管理ニ關スル事務ノ中デ急速
且ツ簡易ニ處理スルノ要アルモノニ付テハ
日本銀行、其ノ他政府ノ指定スル者ヲシテ
之ヲ取扱ハシメ得ルコトトシタ點デアリマ
ス

以上申述ベマシタ各事項ニ付テハ現行法
ニ是等ニ關スル規定ヲ缺イテ居リマスノデ、
今回之ヲ追加致シマスト共ニ、從來ニ於ケ
ル運用ノ經驗ニ徴シマシテ、追加補強ヲ必
要ト認メマシタ事項ヲモ此ノ際併セ改正シ、
以テ其ノ内容ノ整備強化ヲ圖ラントスルモ
ノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ茲
ニ本改正法律案ヲ提出致シタ次第デアリマ
ス

次ニ當委員ニ併託ニ相成リマシタ不動産
融資及損失補償法中改正法律案外五件ニ付
キマシテ、其ノ提出ノ理由ヲ説明致シマス、
先ヅ不動産融資及損失補償法ハ、昭和七年
當時ノ金融情勢ニ鑑ミ、銀行ノ有スル不動
產固定資産ヲ資金化シテ、其ノ活動ヲ圓滑
ナラシメ、以テ金融ノ疏通ヲ圖ラントスル
趣旨ニ依リ制定セラレタノデアリマシテ、
當初ハ其ノ融通期間及ビ融通期限ヲソレ
ゾレ本法施行ノ日ヨリ三年及ビ十五年ト致
シタノデアリマス、然ルニ其ノ後融通期間
ニ付キマシテハ、昭和十年及ビ同十三年ノ兩

度ニ互リ、又融通期限ニ付キマシテハ、昭
和十三年ニ於テソレノ三年ヅツノ延長ヲ
致シタノデアリマスガ、最近ニ於ケル經濟
界ノ情勢ヨリ致シマス時ハ、本法利用ノ餘
地ハ依然存スルモノト認メラレマスノミナ
ラズ、事變ノ際デモアリマス故、更ニ右融
通期間及ビ融通期限ヲソレノ三年ヅツ延
長スルコトガ適當ト認メラレルノデアリマ
ス

次ニ本融資ニ因リマシテ融資銀行ガ受ケ
マシタ損失及ビ其ノ額ハ不動産融資損失審
査會ガ之ヲ決定スルコトト相成ツテ居ルノ
デアリマスガ、本審査會ハ之ヲ日本銀行特
別融通及ビ損失補償法ニ依ル特別融通審査
會ト合併スルヲ適當ト認メ、是等ノ點ヲ改
正スル爲茲ニ本案ヲ提出致シタ次第デアリ
マス

次ニ臨時資金調整法中改正法律案ニ付テ
説明致シマス、本案ニ依ル改正ノ第一點ハ
興業債券ノ發行限度竝ニ其ノ元利金ノ支拂
ニ付キ政府ニ於テ保證シ得ル限度ヲ十億圓
ヨリ二十億圓ニ擴張セントスルコトデアリ
マス、支那事變ノ進展ニ伴ヒ、高度國防國
家體制建設ノ要請ニ即應シテ、所謂時局產
業ヲ中心トスル生産力ノ擴充ハ益、其ノ重要
性ヲ加ヘ、之ニ要スル資金ノ需要モ愈々旺
盛トナリツツアルノデアリマスガ、此ノ種
資金ノ供給ヲ其ノ主要ナル義務トスル日本
興業銀行ノ事業分量ハ、事變以來急激ナル
膨脹ヲ來シ、其ノ貸出ハ著シク増進シ、之
ニ伴ヒマシテ興業債券ノ發行額モ急速ニ増
大シ、昭和十五年末ニ於テハ發行制限高十
八億七千五百萬圓ニ對シ十四億二千五百萬
圓ノ發行殘高ヲ示シマシテ、發行餘力ハ四
億五千七百萬圓、其ノ中政府保證付ノ債券

ノ發行餘力ハ二億四千五百萬圓ト相成ツテ
居ルノデアリマス、然ルニ今後ニ於キマシ
テモ生産力擴充資金、其ノ他時局ニ緊要ナ
ル資金ノ中、日本興業銀行ニ於テ供給スベ
キ金額ガ益々増加スベキコトハ、想像ニ難カ
ラザル所デアリマシテ、右ノ如キ興業債券
ノ發行餘力ヲ以テシマシテハ、今後ニ於ケ
ル同行ノ所要資金調達ノ圓滑ヲ期スル上ニ
於テ十分ナラザルモノガアルト認メラレマ
スノデ、此ノ際興業債券ノ發行限度竝ニ
其ノ元利金ノ支拂ニ付テ、政府ニ於テ保證
シ得ル限度ヲ擴張セントスルモノデアリマス

次ニ改正ノ第二點ハ、貯蓄債券ノ發行限
度ヲ、五億圓ヨリ十億圓ニ擴張セントスル
コトデアリマス、貯蓄債券ハ昭和十二年十
二月以降昨年十二月マデニ、十三回ニ互リ
マシテ額面五億九千二百五十萬圓、此ノ賣
出價額三億九千五百萬圓ヲ日本勸業銀行ヲ
シテ賣出サシメ、更ニ本月二十一日ヨリハ
同行ヲシテ額面四千五百萬圓、此ノ賣出價
額三千萬圓ノ賣出ヲナサシメルコトニナツ
テ居リマスノデ、本年度末ニ於キマスル發
行餘力ハ、賣出價額ニ於テ七千五百萬圓ヲ
殘スニ過ギナイコトニ相成ルノデアリマス、
然ルニ事變ノ長期化竝ニ高度國防國家體制
建設ノ要請ニ依リ、今後政府資金ノ撒布額
ハ尙ホ相當多額ニ達スルモノト考ヘラレマ
スルガ、此ノ撒布資金ヲ吸收シ、國民貯蓄
ノ增強ヲ圖ル上ニ於テ、貯蓄債券ハ昨年ノ
本議會ニ於テ協賛ヲ經マシタ報國債券ト共
ニ有效ナル手段デアアルト認メラレマスノデ
其ノ發行限度ヲ擴張セントスル次第デアリ
マス

次ニ兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル
法律案ニ付テ説明ヲ致シマス、現行ノ兌換

法律案ニ付テ説明ヲ致シマス、現行ノ兌換

銀行券發行制度ニ依リマスレバ、兌換銀行券ノ發行ハ之ヲ正貨準備ニ依ル發行ト、保證ニ依ル發行トニ區分スル建前デアリマスルガ、近年我が國ニ於キマシテハ、昭和七年金ノ自由兌換及ビ自由輸出ヲ停止致シマシテ、爾來外國爲替ノ管理ヲ逐次強化シテ參リマシテ、殊ニ昭和十二年日本銀行金買入法ヲ廢止致シマシテ、金資金特別會計ヲ設置致シマシテ、金ヲ日本銀行ニ集中スル從來ノ政策ヲ改メマシテ、之ヲ國ニ集中スルコトト致シマシテ結果、今日我が國通貨ノ對外價值ハ、日本銀行ノ保有スル正貨トハ直接ノ關聯ヲ持チマセズ、政府ノ爲替政策ニ依ツテ決定セラルル所ト相成リ、又國內通貨量ノ調節、隨テ通貨ノ價值ノ維持モ政府ノ金融政策ニ委ネラレテ居ルノデアリマシテ、正貨準備ノ増減ニ依リ通貨量ノ自動的調節ヲ圖ラントスル現在ノ發行制度ハ、既ニ其ノ意義ヲ失ヒマシテ、我が國今日ノ通貨ハ管理通貨ノ實體ヲ備フルニ至ツテ居ルノデアリマス、斯カル事態ノ下ニ於キマシテ、現行ノ兌換銀行券發行制度ヲ依然トシテ存續セシメテ置キマスルコトハ、實ニ兌換銀行券發行ノ實情ニ副ヒマセズバカリデナク、動モスレバ世人ヲシテ或ハ現在ノ管理通貨ノ體制ヲ以テ臨時的ノ不合理、又ハ不健全ナル措置デアルカノ如ク誤認セシメ、或ハ兌換銀行券ノ健全性ヲ正貨準備ノ増減ニ依ツテ判斷スル等ノ錯覺ニ陥ラシメル危險ヲ殘シマシテ、我が國今後ノ通貨政策遂行上却テ、障礙トナルモノト認メラレマスルノデ、此ノ際發行制度ヲ改正致シマシテ、正貨準備發行ト保證發行トノ區分ヲ停止スルノヲ適當ト認メタノデアリマシテ、次ニ右ノ如ク、管理通貨ヲ前提トスル兌

換銀行券發行制度ヲ採ルト致シマシテモ、尙ホ何等カノ方法ニ依ツテ基準トナルベキ發行ノ限度ヲ設定スルコトガ適當デアルト考ヘマスルガ、近年ノ如ク我國ノ經濟界ガ飛躍的ニ發展シツツアリマシテ、其ノ所要通貨ノ量モ短期間ニ著シキ變化ヲ示シテ居ル時ニ於キマシテハ、頻繁ニ之ヲ變更スル必要ガ生ジマスコトハ、現ニ昭和十三年以來兩度ニツテ互テ保證發行限度擴張ノ爲メ、法律ノ制定ヲ必要トシタ事實ニ徴シテモ明カデアリマス、隨テ發行限度額ヲ法律上ニ規定シテ置キマス、徒ラニ煩瑣ナル手續ニ應ジテ臨機ノ措置ヲ執リ得ナイ缺陷ガアリマスノデ、發行ノ限度額ハ之ヲ法定致シマセズ、政府ノ諸般ノ經濟金融政策ト睨合ハセマシテ、大藏大臣ガ決定スルコトトスルノヲ時宜ニ適スルモノト認メタ次第デアリマス、而シテ右ノ如ク兌換銀行券發行限度ニ付テ彈力性アル制度ヲ採リマス時ハ、之ニ應ジテ其ノ制限外發行ニ付キマシテハ嚴格ナル取扱ヒヲナスノガ至當ト認メラレマスノデ、十五日ヲ超エテ制限外發行ヲ繼續スル場合ニ於テ、初メテ大藏大臣ノ許可ヲ受ケサセ、且ツ發行稅ヲ課スル所ノ現行制度ハ改メタルガ適當デアルト認メタ次第デアリマス

次ニ兌換銀行券ノ種類ハ現在法律ニ列舉セラレテ居リマスガ、今後經濟取引ノ推移ニ應ジマシテ、隨時之ヲ追加シ得ルコトトスル必要ガアリマスノデ、兌換銀行券ノ種類ハ、兌換銀行券條例第三條ニ規定スルモノ外、大藏大臣ニ於テ之ヲ定ムルコトトスルノヲ適當ト認メタノデアリマス

次ニ兌換銀行券發行高ニ關スル公告ハ、

今後事態ノ推移ニ應ジ、精粗ノ程度ヲ按配スル等、其ノ方法ヲ變更シ得ルコトトスル必要ガアリマスノデ、其ノ公告ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依ツテナサシムル必要ガアルト考ヘルノデアリマス、而シテ右ノ諸點ニ關スル改正ヲ、兌換銀行券條例改正ノ手續ニ依ツテ恒久的立法トシテ行ヒマスコトハ、現下諸般ノ情勢ニ照シマシテ、未ダ其ノ時期ニアラザルモノト認メラレマスノデ、此ノ際ト致シマシテハ、本案ノ如ク臨時的措置トシテ之ヲ行ハントスルモノデアリマス

次ニ朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律案ニ付テ説明致シマス、現行ノ朝鮮銀行券及ビ臺灣銀行券發行制度ハ、現行ノ兌換銀行券發行制度ト大體同様デアリマシテ、銀行券ノ發行ヲ仕拂準備ニ依ル發行ト、保證ニ依ル發行トニ區分スル建前デアリマスガ、兌換銀行券發行制度ヲ前述ノ如ク改正スルニ伴ヒマシテ、是ト大體同様ノ理由ニ依リマシテ、此ノ際兩銀行券發行制度ヲモ改正シ、從來ノ意味ニ於ケル仕拂準備發行ト保證發行トノ區分ハ之ヲ停止スルト共ニ、兩銀行券ノ發行限度及ビ其ノ發行高ニ關スル公告ノ方法ハ、大藏大臣ガ之ヲ定ムルコトトスルヲ適當ト認メタノデアリマス、唯現在内地及ビ朝鮮臺灣間ノ資金移動ハ自由デアリマシテ、爲替管理等ノ制限ヲ受クルコトナク、右各地間ノ爲替決済ハ、結局ニ於テ兩銀行券ノ兌換銀行券ニ依ル自由兌換ニ其ノ基礎ヲ置イテ居ルモノト言フベキ状態デアリマス、隨テ此ノ意味ニ於テハ兩銀行券ノ價值ノ維持及ビ其ノ發行高ノ調節ハ、其ノ兌換銀行券ニ對スル兌換性ニ懸ル所ガ少クナイ

ノデアリマスカラ、右ノ如ク從來ノ意味ニ於ケル仕拂準備ノ制度ヲ停止スルニ伴ヒマシテ、兩銀行券ニ斯クノ如キ兌換性ヲ確保セシムル爲メ、大藏大臣ハ必要ニ應ジ朝鮮銀行及ビ臺灣銀行ガ銀行券發行高ニ對シ、一定割合ノ兌換銀行券及ハ是ト經濟上同視スベキ物件ヲ保有スベキコトヲ命ジ得ルコトトスル必要ガアルト考ヘルノデアリマス

次ニ日本銀行ニ對スル預ケ金ハ、經濟上ヨリ見マスレバ兌換銀行券ト實質的ニ何等異ル所ガナイノデアリマスカラ、之ヲ兩銀行券ノ保證物件中ニ加フルコトトシ、之ニ依ツテ兩銀行ガ現在發行準備トシテ保有シテ居ル多額ノ兌換銀行券ヲ不必要ナル退藏カラ解放シ、併セテ兌換銀行券發行高ヲシテ其ノ實際ノ流通量ニ相應セシムルコトトスルノガ適當ト認メラレノデアリマス、而シテ右ノ諸點ニ關スル改正ハ、兌換銀行券發行制度改正ノ場合ト同様ノ理由ニ依リ、臨時的措置トシテ之ヲ行フヲ適當ト認メタノデアリマス

最後ニ朝鮮銀行法中改正法律案及ビ臺灣銀行法中改正法律案ニ付テ説明致シマス、朝鮮銀行ニハ現ニ納付金制度ガ設ケラレテ居リマスガ、其ノ制度ハ古ク朝鮮銀行創立當初ニ設置セラレ、其ノ儘今日ニ及ンデ居ルモノデアリマシテ、爾後ニ於ケル同行ノ業況ノ推移ニ顧ミマスレバ、現行制度ハ今日ノ事態ニ適應セザルモノガアルノデアリマス、殊ニ同行ノ銀行券發行限度ハ屢々擴張セラレ、就中支那事變勃發以來既ニ兩度ニ互リ保證發行限度擴張ガ行ハレ、今回亦同銀行券發行制度ノ臨時改正ヲ必要トスル狀況デアリマシテ、同行ガ銀行券發行ノ特權ニ基キ取得スル利益ハ、益々増大スルモノト認メ

ラレルノデアリマス、斯カル事態ニ願ミマ
スレバ、現行ノ納付金制度ハ不備デアリマ
シテ、同行ノ負擔ハ其ノ特權ニ基ク利益ト
調和ヲ得ザルモノガアルト認メラレルノデ
アリマス

次ニ臺灣銀行ニハ現在納付金制度ガナイ
ノデアリマスガ、同行ハ臺灣ニ於ケル發券
銀行トシテ、特別法ニ依リ設立セラレタ國家
的機關デアリマシテ、其ノ銀行券發行ノ特
權ニ基キ取得スル利益ハ少ラカザルモノガ
アルノミナラズ、朝鮮銀行ノ場合ニ於ケルト
同様ノ理由ニ依リ、今後益々増大スルモノト
認メラレルノデアリマス、斯カル次第デア
リマスカラ、臺灣銀行ノ利益ヲ其ノ株主ニ
ノミ歸屬セシメマスコトハ、衡平ヲ缺クモ
ノト認メラレマスノデ、其ノ享有スル特權
ニ對スル報償トシテ、同行利益ノ一定部分
ヲ政府ニ納付セシメルコトトスルコトハ、
同行ノ利益ノ處分ヲシテ衡平ノ原則ニ
適ハシムル所以デアアルノミナラズ、右
ノ如ク朝鮮銀行ニ付テハ、既ニ納付金制
度ガ設ケラレテ居リマス點ニ鑑ミマシテ
モ、適當ナル措置ト考ヘラレルノデアリマ
ス、然ルニ朝鮮銀行及ビ臺灣銀行ハ共ニ大
正末期以來業況不振ニ陥リ、爾來長ク内容
ノ整理ニ専念シ來ツタノデアリマシテ、隨
テ其ノ間兩銀行ノ納付金ニ付テハ實際上之
ヲ問題トスルニ値セザル狀況デアリマシ
タガ、近年兩銀行ノ業況ハ大イニ立直リ、
内容ノ整理モ大體完了シ、收益狀況ニ於テ
モ亦每期相當多額ノ利益ヲ擧グルニ至リマ
シタノデ、此ノ際朝鮮銀行納付金制度ニ適
當ナル改正ヲ加ヘルト共ニ、臺灣銀行ニ是
ト同様ノ納付金制度ヲ新設スルノ必要ガア
ルト認メテ次第デアリマス

以上申述ベマシタ各法律案ニ付キマシテ
ハ、何卒御審議ノ上速カニ御賛成アラシ
トヲ希望致シマス

○中島(彌)委員 資料ノ要求ヲ致シタイ
ノデアリマス、是ハ此ノ中ニ皆サンカラモ
御希望モアリマシタノデ、全部總括シテ申
上ゲタイノデアリマスガ、祕密會デナケレ
バ言ヘナイヤウナモノハ、其ノ御積リデ御
差控ヘニナツテモ結構デアリマス、第一ニ
外國爲替管理法ノ命令ニ委任セラレタ範圍
内ニ於テ相當命令ガ出テ居ルヤウデアリマ
ス、其ノ命令ヲ改廢セラレタヤウデアリマ
ス、其ノ系統的ナモノガアルト思ヒマスガ、
之ヲ一ツ戴キタイト思ヒマス、ソレカラ貿
易ノ狀況デアリマスガ、十五年間ニ於ケル
貿易ノ一月カラ十二月マデ、ソレカラ貿易
ハ發表サレテ居ナイカラ、最近ノコトハ分
リマセスガ、圓「ブロック」ト第三國ニ分ケ
ラレテ、ソレカラ重要商品ト、大體重要國
トノ輸出入關係ガドウ云フコトニナツテ居
ルカト云フコトト、同時ニ又十六年度ノ物
動計畫ノ内容トナリマスル輸出、輸入力ノ
根本ニ對シテ參考トナルベキ十六年度ニ於
ケル見込ガドウナツテ居ルカ、ドウ云フヤ
ウニ計算シテ十六年度ノ物動計畫ヲ御立テ
ニナツタノデアアルカ、ソレカラ貿易外ノ貸
借ハドウ云フヤウニナツテ居ルカ、是ハ十
四、十五及ビ十六年ノ見込ハドウナツテ居
ルカ、ソレカラ外國ニ於テ日本人ガ經營サ
レテ居ル色々ナ事業ガアリマスガ、サウ云
フ人ノ中デ本邦ヘ無爲替送ツテ來テ居ル
モノガアルト思ヒマスガ、其ノ金額ノ十五
年度ノ分ト、十六年度ノ見込ニ付テ御示シ
テ願ヒタイ、ソレカラ輸出入金額ニ對スル
算定ノ根據トナル「シー・アイ・エフ」ト「エ

フ・オー・ビー」ノ差額、ソレカラ日本人ガ
外國ニ於テ所有シテ居ル所ノ財産ノ狀況、
ソレニハ動員可能ノ財産ト、動員不可能ノ
財産ガアルト思ヒマスガ、ソレヲ御示シ願
ヒタイト思ヒマス、ソレカラ預金或ハ有價
證券、外貨資金、或公債等ニ付キマシテ、
「ドル」及ビ「ポンド」系デノ位持ツテ居ルカ、
又「ポンド」及ビ「ポンド」系其ノ他デノ位
持ツテ居ルカラ御示シ願ヒタイ、ソレカラ
金資金會計ノ狀況ガドウ位ニナツテ居ルカ
其ノ狀況ニ付テハドウカト云フ點、ソレカ
ラ外國人ノ日本國內ニ於ケル所ノ財産、有
價證券或ハ公債ナリ、其ノ他ノモノヲ合計
シテドノ位アルカ、ソレカラ其ノ次ハ十五
年度ニ於ケル新産金銀及ビ回收ノ金銀、ソ
レカラ十六年度ニ於ケル其ノ見込ハ、十六
年度ノ物動計畫ニ於テドレダケ御見込ニナ
ツテ居ルカ、ソレカラ其ノ次ニハ十五年度
ニ於ケル輸入力ノ構成物資ト申シマセウカ、
サウ言ツタラ御分リニナルト思ヒマスガ、
是ハ祕密會ニ於テ承ルコトニナリマスガ、
ドレダケノ輸入力ヲ見込シテ、實績ハドレ
ダケニナツテ、ドレダケノ正貨ヲ現送シテ
居ルノデアアルカ、即チ輸出入ノ決済、及ビ
其ノ内容ノ構成物資ニ付テ總テ御話願ヒタ
イ

法律案ニ付テ説明ヲ願ツテ、然ル後ニ大藏
次官ノ御要求ノ祕密會ニ入りタイト思ヒマ
ス、左様御承知ヲ願ヒマス——石黒農林大
臣

○石黒國務大臣 當委員會ニ併託ニ相成リ
マシタ産業組合中央金庫特別融通及損失補
償法中改正法律案ノ提出ノ理由ヲ申上ゲマ
ス、本法ハ前ニ大藏次官カラ御説明ノアリ
マシタ不動産ニ關シマスル特種法ト同ジヤ
ウニ、昭和七年當時ニ於ケル異常ナル經濟
界ノ不況ノ爲ニ、農山漁村金融機關トシテ
重要ナル地位ヲ占メテ居リマスル信用組合
及ビ信用組合聯合會ノ貸付金ガ固定シテ農
山漁村金融ハ著シク梗塞ノ状態ニアリマシ
タノデ、産業組合中央金庫ヲシテ政府ノ三
千万圓ヲ限度トスル損失補償ノ下ニ所屬信
用組合及ビ信用組合聯合會ニ對シマシテ特
別融通ヲナサシメ、其ノ固定セル債權ヲ資
金化シ、以テ金融ノ疏通ヲ圖ルコトヲ目的
トシテ制定サレタノデアリマス、而シテ本
法ハ昭和七年十月一日ニ施行セラレマシテ
以來、昭和十五年十二月末日ニ至リマスマ
デノ間ニ中央金庫カラ既ニ信用組合及ビ信
用組合聯合會ニ對シテ融通致シマシタ金額ハ
五千五百二十四萬餘圓ニ達シ、相當ノ實績
ヲ擧ゲテ居ルノデアリマスガ、本法ニ依ル
特別融通期間ハ昭和十年及ビ昭和十三年ノ
法律改正ニ依リ、三箇年ヨリ九箇年ニ延長
サレマシテ、本年九月末日ヲ以テ終了スル
コトニナリマスガ、全國ノ信用組合及ビ信
用組合聯合會ノ現狀並ニ現在ノ經濟情勢ニ
鑑ミマスレバ、更ニ本制度ヲ繼續シテ事變
下ニ於ケル農山漁村金融ノ圓滑ヲ期スルコ
トガ極メテ緊要デアアルト考ヘマシテ、諸般
ノ事情ヲ考慮シテ特別融通資金ノ融通期間

○西村委員長 此ノ際申上ゲマス、參考資
料ニ付テハ尙ホ中島君以外ニ御要求ノ方モ
アリマセウ、併シナガラ茲ニ只今大藏次官
ヨリ説明サレマシタル案件ニ付テ、祕密會
ノ要求ガアリマス、而シテ産業組合中央金
庫特別融通及損失補償法中改正法律案ニ付
テ農林大臣初メ關係政府委員ノ説明ヲナス
ベク御出席ガアリマス、隨テ先ヅ此ノ産業
組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正

及ビ融通期限ヲ更ニ三箇年延長スルコトトシ、尙ホ農林金融改善ニ關スル諸ノ特別融通ノ損失審査會ハ此ノ際之ヲ整理統合スルヲ至當ト認メマシテ、其ノ點モ改正スルコトニ致シタ次第デアリマス

以上ガ本案ヲ提出致シマシタ理由ノ大要デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ可決アラシコトヲ希望致シマス

○西村委員長 ソレデハ此ノ際大藏當局ヨリ御請求ノ祕密會ヲ開キタイト思ヒマス、隨テ議員及ビ關係政府委員以外ノ方ノ御退席ヲ願ヒマス、速記ハ之ヲ止メマス

〔午後二時四十六分祕密會ニ入ル〕

〔午後三時五十八分祕密會ヲ終ル〕

○西村委員長 祕密會議ヲ閉ヂマス、是カラ引續キ會議ヲ繼續致シマス

○木村(淺)委員 本日ハ此ノ程度デ散會セラレシコトヲ希望シマス

○西村委員長 只今本日ハ此ノ程度ニ於テ散會セヨト云フ動議ガ出テ居リマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○西村委員長 然ラバ本日ハ此ノ程度ニ於テ散會致シマス

午後四時散會

昭和十六年二月十日印刷

昭和十六年二月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局